

体育館等の利用料金の減免に関する取扱い基準

本基準は、堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第5項、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第5項、堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第6項、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）第20条第5項、堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第21条第5項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第4項の規定に基づき、堺市立大浜体育館、堺市立鴨谷体育館（鴨谷野球場）、堺市立初芝体育館（初芝野球場、初芝テニスコート）、堺市立美原体育館、堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場、陶器テニスコート）、堺市美原多治井運動広場（多治井運動場、多治井テニスコート）、堺市美原みの池運動広場（みの池野球場、みの池テニスコート）、堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場、さつき野テニスコート）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場、芝生ひろば運動場、硬式野球場）、堺市立美原総合スポーツセンター、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター、堺市美原B&G海洋センター（海洋センター体育館）、堺市金岡公園体育館、堺市金岡公園陸上競技場、堺市金岡公園野球場、堺市金岡公園テニスコート、堺市家原大池体育館、堺市原池公園体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場、堺市白鷺公園野球場及び堺市土居川公園テニスコートの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の指定管理者における減免に関する取扱いについて必要な事項を定める。

1. 利用料金を免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 国民体育大会等、堺市において実行委員会を結成又は共催する、全国を輪番する大会の会場として使用するとき 全額
 - (2) 国際的・全国的なスポーツ大会の会場として使用するとき 全額
 - (3) 全国及び大阪府全域を対象とする障害者が参加者の半数以上を占める大会の会場として使用するとき 全額

2. 前項に定めるもののほか、当該施設を管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。